

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北塩原村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北山地区

(旧北山村)

(1) 現状

この地区は会津盆地北部の標高250m地帯に位置しており、優良な農用地が広がっている。農用地区域においては、早くから土地基盤が整備され、今後の本村農業の振興上、重要な地域である。

農作物の栽培状況は稲作を中心に野菜、花きの施設園芸作物が栽培されている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要である。

さらには、農業の生産条件が不利な本地域においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、その普及・定着を図りながら、法第3条第3項第1号に掲げる事業において地域の農業生産活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項

第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

2 大塩地区

(旧大塩村)

(1) 現状

この地域は、急傾斜が多く、耕地は河川沿いにまばらに点在し、また山間地に棚田を形成している典型的な山間地域である。山間地であるため、耕作面積は小規模であり、耕作放棄地も増加している。

農作物の栽培状況は、稲作や気象条件を生かした菌茸及び野菜を中心に栽培がおこなわれている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要である。

さらには、農業生産条件が不利な本地域においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、その普及・定着を図りながら、法第3条第3項第1号に掲げる事業において地域の農業生産活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図るとともに耕作放棄地の防止に積極的に貢献し、景観形成等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 桧原・裏磐梯地区

(旧桧原村)

(1) 現状

この地域は、日本でも有数の観光地であり、年間280万人訪れているが、農家の経営面積は小面積で、しかも山間高冷地である。最近では民宿

と高原野菜を中心とした複合農家が増えている。

農作物の栽培状況は、とうもろこし、だいこん、白菜等の栽培がおこなわれている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、その普及・定着を図りながら、法第3条第3項第1号に掲げる事業において地域の農業生産活動に係る支援を図り、農村コミュニティの強化等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内におけるその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北山地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	大塩地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	桧原・裏磐梯地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他、促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 第1号事業に係る事項

(1) 対象農用地について

農振農用地以外の土地について、周辺の農振農用地と一体として維持管理すべきと認められる土地については、交付対象地として取り扱う。

2. 第2号事業に係る事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成された場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法に指定された村全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草牧草地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地とする。

(b) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域